破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２１７号
静岡県田方郡函南町柏谷1072番地の３
破産者　小川　紀子
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９８８号
福岡市中央区薬院１丁目６番５―902号
破産者　山村　浩祐
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５４号
福岡市城南区別府５丁目10番６―102号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区警固１丁目15番22―502号
破産者　高水アレックスこと　ガレ・ダギ・アリレザ（ＧＨＡＲＥＨ　ＤＡＧＨＩ　ＡＬＩ　ＲＥＺＡ）
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５５号
福岡市城南区別府５丁目10番６―102号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区警固１丁目15番22―502号
破産者　高水　玲奈
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６９号
福岡県太宰府市朱雀４丁目４番６号　コンフォート朱雀Ⅲ102号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫野市大字永岡1100番地１フォーレスト桜台203号
破産者　龍田　政司
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４４９号
福岡市博多区月隈６丁目22番20―203号
破産者　マサル自動車こと　日下部　優
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６７号
群馬県太田市藪塚町1655番地５、前住所群馬県太田市東長岡町1157番地４
破産者　山川　裕司
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６８号
群馬県太田市藪塚町1655番地５、前住所群馬県太田市東長岡町1157番地４
破産者　山川　欽也
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６１０号
福岡県朝倉市秋月240番地２
破産者　小森　　久
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６１１号
福岡県朝倉市秋月240番地２
破産者　小森　富子
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７２号
福岡市中央区大手門２丁目４番26号
破産者　北野　和子
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７３号
福岡県糸島市前原西２丁目４番26号　101号室
破産者　高倉由紀子
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１２７号
福岡市城南区金山団地22番301号
破産者　佐々木静夫
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７４号
福岡市南区野間３丁目13番10―901号
破産者　下野　正明
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市三原１丁目29番２―510号　南潮マンション、開始決定時の住所沖縄県那覇市識名３丁目17番25号　フレスコア識名1002
破産者　村田　憲之
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第９０号
北海道岩見沢市上幌向北１条２丁目1169番地43
破産者　村山　敏男
１　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
２　一般調査期日　平成30年２月16日午後１時30分
平成29年12月25日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１０１７号
愛知県日進市藤枝町片平1250番地８
破産者　宮地　幹典
１　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
２　一般調査期日　平成30年３月７日午前10時40分
平成29年12月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前125番地１
破産者　東　　清準
１　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
２　一般調査期日　平成30年３月13日午前11時30分
平成29年12月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０９号
京都府城陽市寺田東ノ口12番地の１　宮崎マンションⅡ106号
破産者　小谷由美子（旧姓新田）
１　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
２　一般調査期日　平成30年２月14日午前11時
平成29年12月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係